

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に基づき、特定公的給付支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務【令和5年12月4日終了】 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務
③システムの名称	臨時特別給付金システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 税総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業対象者マスタ 物価高騰緊急支援給付金事業対象者マスタ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	(1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課長 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課地域福祉班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3157

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月24日	評価書名	令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年1月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	袖ヶ浦市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(以下略)	袖ヶ浦市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(以下略)	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 令和5年3月29日付け、内閣府地方創生推進室(事務連絡)「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」の通知にあわせて初出された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」に記載された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を財源として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のうち、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金事業に係る事務。 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に関する事務】 1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 2 決定通知、諸通知発送に関する事務 3 給付金支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に基づき、特定公的給付支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務【令和5年12月4日終了】 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業対象者マスタ	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業対象者マスタ 物価高騰緊急支援給付金事業対象者マスタ	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の101の項、別表第一主務省令74条、別表第一告示(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示5号) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第121項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	・番号法第19条第8号 別表第二の121項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令7号)第59条の4	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 地域福祉課	(1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	(1)令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課長 (2)令和5年度袖ヶ浦市物価高騰緊急支援給付金事業に関する事務 :福祉部地域福祉課長	事後	
令和6年1月24日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	袖ヶ浦市 総務部 総務課 行政班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104	事後	
令和6年1月24日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月24日	II. しきい値判断項目 1. 取り扱い者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	